

電子的診療情報連携体制整備加算について

1. 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
2. マイナ保険証を促進する等、医療D Xを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
3. 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療D Xに係る取組を実施しています。